

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に関する施策の進捗状況について

参考資料 1

項目		担当省庁	進捗状況	今後の予定
II 食品ロスの削減の推進に関する事項				
2 基本的施策				
【1】	(1)教育及び学習の振興、普及啓発等	① 消費者に対し、食品ロスを減らすポイントを記載した普及啓発資材を活用し、家庭での食品ロス削減のために、暮らしの中で意識してできる内容の普及啓発を行う。特に、食品ロスの発生の記録が削減に効果的であることを周知する等、消費者が食品ロスを意識する取組を推進する。また、食品を少し多めに買い置きして、食べたらその分を買い足すことにより、食品の備蓄ができる「ローリングストック法」の周知を図る。	関係省庁(特に、消、農、環) ・消費者の食品ロスの認知向上のため、食品ロス削減特設サイトに情報をまとめ発信。(消) ＜消費者庁特設サイト:めざせ!食品ロス・ゼロ＞ https://www.no-foodloss.caa.go.jp/ ・平成29年度徳島県における食品ロス削減に関する実証事業による、食品ロスの発生の記録が削減に効果的であることをホームページ上等で周知。(消) ・ローリングストック法について紹介したチラシ等をホームページ上に掲載。(消) ・食品ロス削減のため、暮らしの中で意識してできる取組として食品ロスダイアリーやmottECO(令和2年度～)、日本フランチャイズチェーン協会と連携した「てまえどり」の呼びかけ(令和3年度～)などを推進。(消)(農)(環) ・食品ロス削減月間等において、小売・外食事業者が店舗において消費者への普及啓発のために使用できるポスター等の啓発資材を提供。(農) ・ホームページ上で啓発資材のダウンロードページを運用。(環) ・消費者の食品ロスの認知向上・取組促進のため、食品ロスポータルサイトに情報をまとめ発信。「7日でチャレンジ!食品ロスダイアリー」に加え、消費者行動別の情報提供、「買い物のとき(買い過ぎない、てまえどり)」、「調理のとき(料理研究家とのコラボ動画など)」、「保存のとき(傷みにくい保存方法、整理方法)」、「外食するとき(3010運動など)」、「食べきれないとき(フードドライブ)」などを発信。(環) ＜食品ロスポータルサイト＞ https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/index.html ＜食品ロス啓発資材ダウンロードページ＞ http://www.env.go.jp/recycle/food/07_keihatu_siryo.html	・引き続き、普及啓発を実施。(消)(農)(環)
【2】		② 消費者に対し、賞味期限と消費期限の違い等、期限表示の正しい理解を促進する。	消(農) ・「賞味期限」の愛称・通称コンテストを行い、「賞味期限」の愛称として「おいしいめやす」を選定。(令和2年度)(消) ・「おいしいめやす」を普及啓発するためのポスター及びデジタルデータを作成し、スーパーマーケット、コンビニエンスストア等事業者の協力の下、ポスター及びレジ画面等への提示を実施(令和3年2月1日～)。(消) ・消費者庁ホームページに掲載した参考資料において、賞味期限と消費期限の違い等を掲載。(消) ・食品ロス削減月間等において、小売・外食事業者における店舗での消費者への普及啓発のために使用できる啓発資材や、賞味期限と消費期限の違いの理解を目的としたポスターも含めて提供。(農) ・食品ロス削減全国大会において、備蓄の役割を終えた災害用備蓄食品のうち賞味期限を超過したものについて、賞味期限と消費期限の違いの理解を目的として、一般消費者へ配布。(農)	・引き続き、普及啓発を実施。(消)(農)

項目		担当省庁	進捗状況	今後の予定
【3】	③ 消費者及び食品関連事業者等に対し、宴会シーズンや季節商品の予約時期など、季節ごとの消費の機会を捉えた情報発信等を行う。「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」により、外食時の食べきり・持ち帰り(持ち帰り用容器の活用を含む。)等に係る啓発を一層推進する。	消、農、環	・「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」について、ホームページ等を通じて周知。(農)(消) ・毎年、恵方巻きシーズンに、予約販売やハーフサイズの製造などにより食品ロス削減に取り組んでいる旨を食品小売事業者がPRできるよう、ポスター等の資材を提供するとともに、当該資材を活用してPRに取り組む小売事業者を公表。(農) ・宴会等での食品ロス削減のため、3010運動を推進、啓発資材を作成、また「飲食店等における「食べ残し」対策に取り組むに当たっての留意事項」をホームページ及び食品ロスポータルサイトで発信。(環) ・mottECO導入モデル事業にて事業者、地方公共団体等の取組を支援(令和3年度～)。また、百貨店におけるmottECO検証事業の実施。(令和4年度～)(環) ・mottECO普及コンソーシアムによる、mottECOの普及拡大のための事業者、自治体連携イベント「～食べ残しをなくそう～食品ロス削減「mottECO(モッテコ)」FESTA2023」を開催。(令和5年度)(環) <食品ロスポータルサイト> https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/index.html <mottECOなど食品ロス啓発資材ダウンロードページ> http://www.env.go.jp/recycle/food/07_keihatu_siryo.html	・引き続き、普及啓発を実施。(消)(環)(農) ・mottECO導入モデル事業を通じて事業者等の取組を支援(環)
【4】	④ 消費者に対し、食品関連事業者が行う、商慣習見直し等を含めた食品ロス削減に資する取組について普及啓発を行い、理解を促進する。	農(消)	・令和5年10月の食品ロス削減月間に、商慣習の見直しの取組として、納品期限の緩和や賞味期限表示の大括り化に取り組む事業者について、事業者名を公表し、一般消費者に対して周知。(農)	・引き続き、普及啓発を実施。(農)
【5】	⑤ 「もったいない」の考え方の下、ロゴマーク「ろすのん」の周知及び食品ロス削減に取り組む企業・団体等による積極的な活用を推進する。	農(消、環)	・関係省庁が作成する普及啓発資材における「ろすのん」の積極的な使用、事業者等における「ろすのん」の活用事例のホームページ等を通じた周知を実施。平成25年以降開始した、「ろすのん」の事業者等における使用の許可件数については、令和6年5月末時点で1,490件に増加(令和5年11月末時点では1,429件)。(農)	・引き続き「ろすのん」の活用促進に係る取組を実施。(農)

項目		担当省庁	進捗状況	今後の予定
【6】				
	⑥ 食品ロス削減月間(10月)、食品ロス削減の日(10月30日)に、食品ロスの削減に関する国民の意識の醸成、社会的な機運を高める取組を実施する。このほかの時期においても、通年にわたり、食品ロス削減の具体的な取組がマスコミ等で取り上げられるよう、広報に努める。	関係省庁(特に消、農、環)	・食品ロス削減月間において、商慣習見直しの取組や、食品関連事業者による消費者への普及啓発の取組について、プレスリリースやSNS等により広報を実施。(消) ・食品ロス削減月間特設ページの開設、政府広報との連携、啓発ポスター及び啓発チラシの作成等により食品ロス削減月間及び具体的な取組に関する情報を発信。(消) ・できることから取り組む機運を醸成すると共に、身近な取組を横展開することにより、国民それぞれに行動してもらうことを目的として、「『めざせ！ 食品ロス・ゼロ』川柳コンテスト」を実施(令和3年度～)。(消) ・株式会社 明治のいくつかの製品パッケージに川柳コンテストの受賞作品を掲載し、全国の小売店で販売(令和4年度～)。(消) ・食品ロス削減推進アンバサダーを起用した啓発ポスターの作成など、報道媒体を通じ食品ロス削減の取組を広く発信。(消)(農)(環) ・消費者庁、農林水産省、環境省にて、自治体との共催で食品ロス削減全国大会を毎年開催(第7回大会を令和5年10月30日に金沢市で開催)。(消、農、環) ・企業・団体・学校等が行う食品ロス削減の取組を消費者が知ることができるよう、食品ロス削減に関する自主宣言を消費者庁のウェブページで公表(令和4年度～)。(消) ・食品ロス削減月間において、商慣習見直しの取組や、食品関連事業者による消費者への普及啓発の取組について、プレスリリースやSNS等により広報を実施。(農) ・消費者庁、農林水産省と共に、食品ロス削減月間に行う環境省の取組を発信(毎年9月)。(環)	・引き続き積極的な広報に取り組む。(消)(農) ・第8回食品ロス削減全国大会を令和6年10月に群馬県で開催予定。(消、農、環) ・株式会社明治に加え、マルハニチロ株式会社のいくつかの製品パッケージに川柳コンテストの受賞作品を掲載し、全国の小売店で販売予定(消) ・引き続き、食品ロス削減月間の取組を発信。マスコミ等を通じた広報活動を実施。(環)
	⑦ 地域等において食品ロスの削減を担う人材を育成するため、教材の開発・提供等を推進する。	消	・地域において指導的役割を担う方が、食品ロス及びその削減のための手法等について理解し、地域の特性を活かした食品ロス削減の取組を行うことができるよう、体系的に整理した教材(「食品ロス削減ガイドブック」)を作成(令和3年度～)。(消) ・地域において食品ロス削減の推進を図る人材を育成するための「食品ロス削減推進サポーター」制度を創設し、「食品ロス削減ガイドブック」を用いてサポーター育成のための講座を通じて、約2,800人(令和6年3月末時点)のサポーターを育成(令和4年度～)。(消)	・引き続き、サポーター育成講座を実施。(消)
【8】				
	⑧ 命の大切さや食への感謝の気持ちを養うなど、学校の教科等を通じて食品ロスの削減に関する理解と実践を促す。また、一律に完食を強要するような指導ではなく、個に応じた給食指導を行うとともに、学校の実態に応じて給食時間を適切に定める。	文(環)	・学校給食や教科等における指導において、食品ロスを含めた食に関する現代的な課題を取り扱い、食べ物や生産等にかかわる人々への感謝の心を育むことや、個に応じた給食指導、給食の時間を適切に定めること等を促すため、教職員向けの「食に関する指導の手引」や、児童生徒向けの食育教材を作成し、学校における食育を推進。(文) ・教育委員会の学校給食担当者が集まる会議等において取組の周知。(文) ・学校給食等における食品リサイクル推進・食品ロス削減モデル事業(平成27年度～)を通して、食品ロス削減に関する理解と対策の実施を推進。(環) ・各地方公共団体の教育現場において、食品ロス削減に係る取組を容易に実施することができるよう、「自治体職員のための学校給食の食べ残しを減らす事業の始め方マニュアル」を提供。(環) https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/pdf/R1manyuaru_r3.pdf	・引き続き、教職員向けの「食に関する指導の手引」や、児童生徒向けの食育教材を活用した学校における食育を推進。(文) ・食品ロス、食品の安全性、環境問題など、食に関する現代的な課題を踏まえた食に関する指導が行えるよう、児童生徒用の教材の改訂を行う予定。(文) ・第4次食育推進基本計画で求められている食品ロスを含めた学校における食育を推進。(文) ・引き続き、教育委員会の学校給食担当者が集まる会議等において指導・事業の成果の周知。(文) ・引き続き、学校給食における食品ロス削減等に関する取組のモデル事業を実施。(環)

項目			担当省庁	進捗状況	今後の予定
【9】		⑨ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における食品ロス削減対策の取組について普及啓発を図るなど、各種イベント等での対策実施を推進する。	関係省庁	・令和4年2月25日に開催した「第5回食品ロス削減推進会議」において、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会から大会期間中における食品ロス削減の取組を報告。(消) ・大規模イベントにおける食品ロス削減モデルを創出するため、プロ野球公式戦において、ナッジ(行動経済学)を応用した来場者向け啓発や地元自治体と連携したフードドライブを実施(令和4年度)。(消) ・「2025 年大阪・関西万博アクションプラン」に基づき、博覧会協会を通じて、飲食店出店事業者へ食品ロス削減に取り組んでもらえるように働きかけを実施。(消)(農)	・引き続き、各種イベント等での食品ロス削減対策実施を推進。(環) ・「2025 年大阪・関西万博アクションプラン」に基づき、ナッジを活用した来場者向けの啓発活動に向け、実証事業を通じた共通デザインを作成予定。(消) ・博覧会協会と連携し、大阪・関西万博における消費者向けの普及啓発及び飲食店舗等における需要予測等に向けた準備を実施。(消) ・「2025 年大阪・関西万博アクションプラン」に基づき、博覧会協会に対して万博運営における食品ロス削減に関する技術的助言等を行う。(環) ・「2025 年大阪・関西万博アクションプラン」に基づき、博覧会協会を通じて万博会場の飲食店等に食品ロス削減の呼びかけを実施。(農)
【10】	(2) 食品関連事業者の取組に対する支援	① 規格外や未利用の農林水産物の活用(加工・販売等)を促進する。	農	・Webやアプリ等により、規格外や未利用の農林水産物の販売を行うビジネス(フードシェアリング)について、事業者の事例を整理し、食品関連事業者に対して周知。(農) ・農山漁村振興交付金により、農林漁業者等による規格外や未利用の農林水産物を含む多様な地域資源を活用した新商品・サービスの開発、販路開拓の取組、加工・販売施設整備等に対し支援を実施。(農)	・引き続き、本取組を実施。(農)
【11】		② 食品ロス削減のための商慣習見直し等の取組の推進及び事業者の取組に対する消費者理解の促進を図る。商慣習見直しとしては、食品製造業者と、食品卸売・小売業者の連携の下、賞味期限表示の大括り化(年月表示・日まとめ表示)、賞味期限の延長、厳しい納品期限の緩和(取組企業や実施品目の拡大)を一体的に促進する。また、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等による適正受発注の推進を図る。	農、経、(消)	・商慣習検討ワーキングチームにより、賞味期限表示の大括り化、賞味期限の延長、納品期限の緩和、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等について、企業への実態調査や検討等を実施。(農) ・製造・卸・小売の大手企業が加盟する「製・配・販連携協議会」を通じて「賞味期限表示の大括り化」「賞味期限の延長」「納品期限の緩和」の普及啓発を継続的に実施した。(経) ・取組を進める上での課題やその解決策等を相互に共有・発信する場を創出し、国民運動として食品ロス削減の更なる推進を図るため、新たに「食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会」を設置し、令和5年10月31日に第1回、令和6年4月23日に第2回を開催。(農)	・引き続き、商慣習の見直しに向けた調査・検討を実施。(農) ・引き続き製・配・販連携協議会を通じて「賞味期限表示の大括り化」「賞味期限の延長」「納品期限の緩和」について普及啓発活動を行う。(経) ・引き続き、情報連絡会を開催予定。(農)
【12】		③ 季節商品の予約販売等、需要に見合った販売を推進する。	農	・毎年、恵方巻きシーズンに、予約販売やハーフサイズの製造などにより食品ロス削減に取り組んでいる旨を食品小売事業者がPRできるよう、ポスター等の資材を提供するとともに、当該資材を活用してPRに取り組む小売事業者を公表。(農)	・引き続き、本取組を実施。(農)

項目			担当省庁	進捗状況	今後の予定
【13】		④ 食品関連事業者に対し、一体的な消費者啓発(期限表示の理解や適切な購買行動の促進等)に取り組んでいただくよう呼び掛けるとともに、その際に活用できる啓発資料を提供する。また、これらの食品関連事業者が取り組んでいる消費者啓発活動を他の食品関連事業者に周知し、横展開を促進する。	農(消、経、環)	・小売店舗における、消費者への「てまえどり」の呼びかけを促進するため、消費者庁、農林水産省、環境省及び一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会とが連携して商品陳列棚に掲示する啓発資料を作成、ホームページで公開するとともに、コンビニエンスストア各社で展開。(消)(農)(環) ・食品ロス削減月間等において、小売・外食事業者が店舗において消費者への普及啓発のために使用できるポスター等の資料の提供を行った。また、こうした消費者啓発活動に取り組む事業者について、事業者名と共に公表し、周知。(農) ・すぐに食べる商品について陳列順に購入する消費行動を促す際に活用可能な啓発キャラクター「すぐたべくん」を作成、店頭啓発資料をホームページで公開。(環) ・宴会等での食品ロス削減のため、3010運動を推進・啓発資料を作成、また「飲食店等における「食べ残し」対策に取り組むに当たっての留意事項」をホームページ及び食品ロスポータルサイトで発信。(環) ・外食時の食べ残しの持ち帰り推進に向け、「mottECO」を普及促進。啓発資料の作成、活用事例、積極的に取り組む自治体・事業者等の公表・発信。(環) ・mottECO導入モデル事業にて事業者、地方公共団体等の取組を支援(令和3年度～)。また、百貨店におけるmottECO検証事業の実施(令和4年度～)(環) ・mottECO普及コンソーシアムによる、mottECOの普及拡大のための事業者、自治体連携イベント「～食べ残しをなくそう～食品ロス削減「mottECO(モッテコ)」FESTA2023」を開催。(令和5年度)(環) ＜食品ロスポータルサイト＞ https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/index.html ＜mottECOなど食品ロス啓発資料ダウンロードページ＞ http://www.env.go.jp/recycle/food/07_keihatu_siryo.html	・引き続き、普及啓発を実施する。(消)(環)(農)
【14】		⑤ 小盛りサイズメニューの導入等、利用者の希望に沿った量で料理を提供する外食事業者の取組を促進するほか、ビュッフェ・宴会での食事提供の工夫など外食事業者の食品ロス削減の取組事例を周知する。	関係省庁(特に、農)	・小盛りサイズメニューの導入等の取組を整理した「飲食店などの食品ロス削減のための好事例集」について周知。(消)(農) ・外食事業者の食品ロス削減の取組として「3010運動」や「mottECO」を推進。啓発資料をホームページで公表。(環) http://www.env.go.jp/recycle/food/07_keihatu_siryo.html ・食品ロスポータルサイトにおいて、食べきりの推奨・持ち帰りへの協力の呼び掛けを実施。(環)	・引き続き周知に取り組む。(消)(農) ・引き続き、食品ロスポータルサイトでの発信とともに、広報活動を通じた周知に努める。(環)
【15】		⑥ 外食時の食べきりや、持ち帰りに関する留意事項について、「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」等により、一層の周知を図る。特に、持ち帰りについては、留意事項を十分に理解して希望する者が「自己責任で持ち帰り」を行うことを「当たり前」にする啓発を推進する。	消、農、環(厚)	・消費者の自己責任を前提としつつ協力する飲食店等が民事・食品衛生上留意すべき事項を規定するガイドライン(食べ残し持ち帰りガイドライン)の年度内策定に向けた検討。(消、農、環、厚、法) ・消費者庁ホームページに掲載した参考資料において、「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」や、持ち帰る行為「mottECO(モッテコ)」について紹介したチラシ等を掲載。(消) ・「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」について、持ち帰る行為「mottECO(モッテコ)」について、ホームページ等を通じて周知。(消)(農)(環) ・「mottECO」啓発資料として、飲食店従業員向け及び消費者向けの注意喚起チラシを作成し、持ち帰りに関する注意事項の周知とともに消費者に対して「食べきり」の推奨、および「自己責任での持ち帰り」の理解を促進。「飲食店等における「食べ残し」対策に取り組むに当たっての留意事項」をホームページ及び食品ロスポータルサイトで発信。(環) http://www.env.go.jp/recycle/food/motteco.html	・引き続き周知に取り組む。(消)(農) ・mottECO導入モデル事業を実施し、mottECO導入店舗の拡大や消費者理解の促進に努める。(環)

項目			担当省庁	進捗状況	今後の予定
【16】		⑦ 需要予測の高度化や物流の効率化による食品流通の合理化、フードシェアリング等の新たなビジネスを含めたICT、AI等の新技術の活用による食品ロス削減の取組を促進する。	農、経	・商慣習検討ワーキングチームにおいて、POSデータ等を組み合わせた需要予測の高度化に向けた調査等を実施。(農) ・Webやアプリ等により、規格外や未利用の農林水産物の販売を行うビジネス(フードシェアリング)や、AI等の新技術を活用した需要予測等について、事業者の事例を整理し、食品関連事業者に対して周知。(農) ・RFID等の自動認識技術やIoT技術を活用したサプライチェーン効率化に関して検討を実施。(経)	・引き続きAI・ICT等を活用した新たなビジネス等の周知に取り組む。(農) ・引き続きRFIDをはじめとするIoT技術等の活用によるサプライチェーン効率化の推進に取り組む。(経)
【17】		⑧ 食品ロスの削減に積極的な食品関連事業者等の取組の見える化を図る。	農	・食品ロス削減月間において、店舗での消費者啓発に取り組む事業者や、納品期限緩和及び賞味期限表示の大括り化に取り組む事業者を募集し、事業者名を公表。(農) ・毎年、恵方巻きシーズンに、予約販売やハーフサイズの製造などにより食品ロス削減に取り組んでいる旨を食品小売事業者がPRできるよう、ポスター等の資材を提供するとともに、当該資材を活用してPRに取り組む小売事業者の公表。(農)	・引き続き、本取組を実施。(農)
【18】		⑨ 過剰な回収につながらないよう食品衛生法(昭和22年法律第233号)における自主回収報告制度の対象となる食品等の範囲を示し制度の周知を図る。	厚(消、経)	・自主回収の報告対象が、健康を損なうおそれがあり、食品衛生法に違反した場合(おそれ含む)に限られる旨を法律上明記(令和3年6月1日施行)。通知、ホームページ等で本制度の周知を実施。(厚) ・令和2年12月には、食品の自主回収報告制度を含む上記食品衛生法改正に係る説明動画をYouTubeに掲載し、本制度の更なる周知を図った。(厚) ・令和3年5月には、事業者向け、消費者向けリーフレットを消費者庁と連携して作成し、印刷、配布するとともにホームページに掲載し本制度の追加周知を図った。(厚)	・本件については対応済であるが、今後にも必要に応じて対応を行う。(厚)
【19】		⑩ 食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)違反があった場合に、過剰な回収につながらず事業者が適切に表示の是正を実施できるよう、周知を図るとともに必要な検討を行う。	消	・令和3年3月17日より、食品表示基準に違反する食品表示の修正方法について、安全性に係る表示事項の修正を除き、適正な表示を記載したポップシール又はネックリンガーを容器包装の任意の場所に貼付又は配置することによる簡便な表示修正を認める運用をしており、食品表示基準Q&Aに記載。(消)	・様々な機会をとりえて引き続き周知を行う。(消)

項目			担当省庁	進捗状況	今後の予定
【20】		⑪ 食品ロス削減を含め、企業が取組における環境・社会・ガバナンスの要素を考慮したESG金融の普及を促進する。	環(消)	・各業界トップと国が連携し、ESG金融に関する意識と取組を高めていくための議論を行い、行動をする場として、ESG金融ハイレベル・パネルを2019年2月に設置。2024年4月までに7回開催。(環) ・令和元年10月4日にESG金融の普及・拡大に向けた「ESGファイナンス・アワード・ジャパン」を創設。これまでに5回開催。(環) ・環境関連事業への投融資を促進するため、各種補助事業を実施。(環) ・国内におけるグリーンボンド等の発行促進に資するため、「グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン」や「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」の普及促進を実施するとともに、グリーンボンド等の発行を支援する補助事業を実施。(環) ・環境省は地域金融機関におけるESG地域金融の実践を支援し、その結果も踏まえ、2024年3月、「ESG地域金融実践ガイド3.0」を策定。(環) ・2021年1月、プラスチック資源循環をはじめサーキュラー・エコノミーに資する取組を進める我が国企業が、国内外の投資家や金融機関から適正に評価を受け、投融資を呼び込むことができるよう、「サーキュラー・エコノミーに係るサステナブル・ファイナンス促進のための開示・対話ガイダンス」を経済産業省と合同で策定。(環)	・引き続き、各施策を推進。(環)
【21】	(3)表彰	食品ロスの削減に取り組むインセンティブを与えるとともに、国民に取組の重要性が広く認知され、各地域における取組が促進されるよう、国において表彰制度を創設する。	消	・消費者等に対し広く普及し、波及効果が期待できる優秀な取組を実施した者を表彰することで、食品ロス削減の取組を広く国民運動として展開していくことを目的とする「食品ロス削減推進大賞」を創設(令和2～3年度)。(消) ・「mottECO」、「フードドライブ」及び「食ロス削減の取組」に関し、食品ロス削減の機運を醸成することに資する優秀な取組が広く認知されるよう環境大臣表彰を創設(令和3年度)。(環) http://www.env.go.jp/press/109864.html ・消費者庁と環境省の表彰を統合し、共催で「食品ロス削減推進表彰」を実施(令和4年度～)。(消、環)	・引き続き、優良な食品ロス削減への取組に対して表彰を行っていく。(消)(環)
【22】	(4)実態調査及び調査・研究の推進	① 食品廃棄物等の発生量及びその可食部率の捕捉並びにこれに基づく食品ロス発生量推計を継続的に実施する。	農、環	・食品リサイクル法の定期報告により食品廃棄物等の発生量を把握するとともに、令和5年度可食部・不可食部の把握のための調査を実施し、可食部率を考慮し、令和6年6月に食品ロス発生量を推計・公表。(農) ・年1回「食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に関する実態調査」を通じて、市区町村における家庭系の食品廃棄物及び食品ロスの把握実態およびその発生量の情報を収集し、食品廃棄物等の発生量及び食品ロス発生量の全国推計を実施。(環)	・令和5年度食品ロス発生量の公表に向けて作業を実施。(農) ・引き続き、市町村における実態調査を通じて、食品廃棄物及び食品ロス量の推計を行うとともに、推計精度の向上に向けた検討を実施する。(環)
【23】		② 食品ロスの内容、発生要因等を分析する。	農、環	・可食部・不可食部の把握のための調査を実施し、食品製造業、卸売業、小売業、外食産業ごとの食品ロスの内容、発生要因等を分析。(農) ・「食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に関する実態調査」を通じて、家庭系食品ロスについて、その発生要因(直接廃棄、過剰除去、食べ残し)分析を実施。(環) ・食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業等(令和3年度～)を通じて、食品ロスの内容、発生要因、削減に向けた取組・対策の効果検証等を実施。モデル事業成果を食品ロスポータルサイトに発信。(環)	・可食部・不可食部調査の結果を踏まえたデータを整備し、引き続き発生要因分析を実施。(農) ・引き続き、食品ロスの発生要因分析を実施する。(環)

項目			担当省庁	進捗状況	今後の予定
【24】		③ 食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査、研究等を実施する。	消、農	・流通店舗に食品ロス削減に関するポスター等の啓発物を設置し、消費者の意識と行動の変化を事前・事後のアンケート調査によって捉え、啓発活動の効果を検証。(消) ・諸外国における食品の提供・寄附の実態及び関連制度や、食品ロス削減に関する先進的な取組等に関する調査を実施(令和2～5年度)。(消) ・食品ロスに伴う経済損失と温室効果ガス排出量を試算するための調査を実施(令和5年度～)。(消) ・可食部・不可食部の把握のための調査を実施(令和5年度)。(農)	・引き続き、調査・研究等を実施。(消)(農)
【25】		④ 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を調査する。	消	・食品ロス削減に関する消費者の現状や求められる政策等を把握し、食品ロス削減に向けた施策検討及び消費者基本計画等の作成に資するため、一般消費者3,000(令和元年度まで)～5,000(令和2～5年度)名を対象に、食品ロス問題の認知度と取組状況等について調査を実施。(消)	・引き続き同様の調査を行う。(消)
【26】		⑤ ムーンショット型研究開発制度において、食品ロス削減の観点を含め、持続的な食料供給産業を創出するための挑戦的な研究を推進する。	消、農	・困難だが実現すれば大きなインパクトが期待される社会課題等を対象に総合科学技術・イノベーション会議等が決定した10のムーンショット目標のうち、目標5「2050年までに、未利用の生物機能等のフル活用により、地球規模でムリ・ムダのない持続的な食料供給産業を創出」の実現に向け、食品残渣等で安定的に生産した昆虫の飼料化や食品の革新的長期保存技術に関する研究開発を実施中。(農)	・目標実現に向け、引き続き研究開発を進める。(農)
【27】	(5)情報の収集及び提供	① 先進的な取組や優良事例について、ウェブサイト等により広く提供する。その際、若者等による積極的な取組事例の収集及び提供を強化するほか、幅広い世代から食品ロス削減の取組やアイデアを募集し、SNS等も活用して紹介する。	消、農	・消費者、事業者、自治体の取組事例をホームページ、SNS等で紹介。(消) ・食品ロス削減推進大賞の公募において、学生への周知を重点的に実施。(消) ・食品ロス削減月間における商慣習見直しの取組や、食品関連事業者による消費者への普及啓発の取組や、「てまえどり」の周知について、プレスリリースやSNS、動画等により、広報を実施。(農) ・食品ロスに関する情報を一元的に集約した「食品ロスポータルサイト」を設置し、消費者、事業者、自治体のそれぞれに向けた情報提供を実施。(環) https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/index.html ・食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業等(令和3年度～))を通じて、事業者・地方公共団体等の先進的な取組を支援し、その成果を食品ロスポータルサイトに発信。(環)	・引き続き積極的な情報提供に取り組む。(農)(消) ・食品ロスの削減の効果的活波及効果が期待できる優良な取組を実施した者を表彰する「食品ロス削減推進表彰」を創設。結果はホームページ等で発信。(消)(環) http://www.env.go.jp/press/109864.html ・引き続き、「食品ロスポータルサイト」を中心として情報提供を行っていく。(環)
【28】		②エシカル消費の啓発とも連動させ、消費の社会へのつながりの意識を喚起する。	消、環	・「エシカル消費特設サイト」において、地方公共団体等における食品ロス削減に向けた取組を継続的に掲載し、情報発信を行った。(消) ・エシカル消費普及のための子供向けの体験型ワークショップや、講演、各種イベント等への参画の際、食品ロス削減の概念等も含めて普及啓発を行った。(消) ・エシカル消費のパンフレットにおいて、食品ロス削減の概念に加え、食品ロスの削減に向けた企業の取組を紹介するなど普及啓発に努めた。(消) ・国民運動「デコ活」において、「感謝の心 食べ残しゼロ」を掲げ、国民・消費者の行動変容、ライフスタイルの転換を促した。(環)	・引き続き、様々な機会を捉えて、周知啓発に取り組む。(消)

項目			担当省庁	進捗状況	今後の予定
【29】		③ 食品ロスの削減による環境負荷の策定の成果に係る情報発信を行う。	環	・地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)の中で、脱炭素型ライフスタイルへの転換として家庭における食品ロスの削減を推進していくことを記載。対策評価指標として、家庭からの食品ロス発生量を設定し、温室効果ガス排出削減効果(見込量)を記載。(環) - https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html	食品ロスによる経済損失及び温室効果ガス排出量の調査し、調査結果を消費者向けの普及啓発に活用。(消)(農)(環)
【30】	(6)未利用食品を提供するための活動の支援等	① 関係者相互の連携のための取組(例:食品関連事業者とフードバンク活動団体とのマッチングや提供される食品の情報共有、フードドライブの推進)を含めた、フードバンク活動への支援を行う。事業者等によるフードバンク活動団体の取組への広範な支援を推進する。	消、厚、農、環、こ	・一定の管理責任を果たすことができる食品寄附関係者(寄附者、フードバンク等)を特定するためのガイドライン(食品寄附ガイドライン)の官民による作成を進めるため、「食品寄附等に関する官民協議会」を立ち上げ。(消・農・環・厚・こ・法) ・令和5年度補正予算において、多種多様な食品寄附関係者(寄附者、フードバンク、こども食堂、自治体等)におけるデータ・システム連携を促進するための共通API、データ標準化ガイドライン、地域版プラットフォームのひな形等の作成を実施。(消) ・食品寄附関係者が加入しやすい保険の仕組みに関する官民協力の下での検討のため、官民協議会の下に「食品寄附等に関する保険分科会」を立ち上げ。(消) ・食品寄附に係るデータやシステム連携、DX化の検討のため、官民協議会の下に「食品寄附等に関するDX分科会」を立ち上げ。(消) ・平成17年に厚生労働省及び農林水産省が策定した「食品期限表示の設定のためのガイドライン」の見直しに向けた検討会を令和6年5月27日に開催(消) ・未利用食品をフードバンク事業者等へ寄付しやすい体制づくりのため、賞味期限の超過した食品を安全・安心に消費できる期限「あんしん期限」認証を前提とする「生活応援食品」の流通システム構築と、その普及に関する社会心理学的検証をモデル事業として実施(令和3年度)。(消) ・子ども食堂・NPO法人など13団体に対して、①支援団体がフードバンクや企業から食品寄附を受け取る際の課題、②支援団体が利用者へ食品を提供する際の課題についてヒアリングを実施。(厚) ・ヒアリング等を踏まえ、子ども食堂等とフードバンク活動団体等の連携・協力体制の構築に向けて、これらの団体が活用できる施策・情報を整理し、令和3年10月に周知を行った。(厚) ・令和3年度補正予算、4年度予備費及び補正予算、令和5年度補正予算において、フードバンク等と生活困窮者の相談窓口の連携強化に向けて、連携のために必要な経費(※)を補助。(厚) (※)フードバンクから提供された食料の倉庫代、相談者へ現物を送付する送料代等 ・令和4年度予備費及び補正予算において、行政やフードバンクを含む地域の民間団体等が連携し、地域の生活困窮者自立支援に関する連携体制や支援の方法等について検討するためのプラットフォームの設置に係る費用を補助。(厚) ・住民が抱える様々な地域生活課題の解決に向けて、重層的支援体制整備事業等を活用し、フードバンク団体等と、地方自治体や他の支援団体等との連携・協働等を促進。(厚) ・大規模かつ先進的な取組を行うフードバンクに対して、輸配送費、倉庫・車両等の賃借料、情報交換会の開催費等、先進的取組に必要な経費の支援を実施。(農) ・食品衛生管理水準の向上、効率的な配送システムの構築等フードバンクの活動の強化に向けた専門家派遣、食品事業者とのマッチングやフードバンク間のノウハウ共有等を推進するためのサポートを実施。(農) ・食品事業者等からの寄附を促進し、地域における円滑な食品アクセスの確保を図るため、地方自治体や生産者、食品事業者、NPO、フードバンク・こども食堂・こども宅食、福祉に関する関係者等が連携して、買物困難者や経済的に困窮している者に対する食料提供を円滑にする地域の体制づくり等の支援を実施。(農) ・令和2年度から各地方農政局等において、地域のフードバンク、食品関連事業者、地方自治体を集めた情報交換会を実施。(農) ・フードドライブ推進のため、提供された食品の回収拠点からフードバンク等への運搬に物流会社が参画する場合の課題等について検証するための実証を実施(令和3年度)。(環) - http://www.env.go.jp/press/109489.html ・新たにフードドライブの取組を開始したい自治体、団体等が、円滑に開始・継続できるよう「フードドライブ実施の手引き」を作成、食品ロスポータルサイト等で公表(令和3年度)。(環) - https://www.env.go.jp/press/110697.html ・「食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に関する実態調査」を通じて、市区町村におけるフードドライブの取組状況を把握。(環) ・令和5年度補正予算により、多様かつ複合的な困難を抱えるこどもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設けるなどの事業の実施。(こ) ・令和5年度補正予算により、困窮するひとり親家庭を始めとする要支援世帯のこども等を対象に、こども食堂、こども宅食、フードバンتری等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体(中間支援法人)の取組を支援。(こ)	・事業者が期限表示をどのように設定しているかについて実態調査を行い、引き続き検討会で議論を行う(消) ・引き続きモデル事業の成果を周知する。(消) ・引き続き、こども食堂やフードバンク団体等の関係者相互の連携のための取組に対して支援する。(厚)(こ) ・引き続き、フードバンクに対して未利用食品の受け入れを拡大する取組等の支援を実施。(農) ・引き続き、地域の関係者が連携して食料提供を円滑にする地域の体制づくりを支援するとともに、先進的な事例の収集・活用等を通じて取組を全国へ展開する。(農) ・引き続き、「食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に関する実態調査」を通じて実態を把握する等の取り組みを通じてフードドライブの普及・啓発に努める。(環)

項目			担当省庁	進捗状況	今後の予定
【31】		② 食品関連事業者等が安心して食品の提供を行えるよう、フードバンク活動団体における食品の取扱い等に関する手引きを周知する。	農(消、厚)	・食品ロス削減緊急対策事業(令和5年度補正予算)、食品ロス削減総合対策事業のうち先進的取組支援(令和6年度当初予算)において、事業実施主体のフードバンクに対して、本手引きに準じた食品の取り扱いを行うことを要件とすることにより、フードバンクにおける手引きに準じた食品の取り扱いを促進。(農)	・引き続き、フードバンク等支援を実施。(農)
【32】		③ 食品の提供等に伴う責任の在り方について、外国の事例の調査等を行い、検討する。	消(関係省庁)	・諸外国における食品の提供・寄附の実態及び関連制度や、食品ロス削減に関する先進的な取組等に関する調査を実施するとともに、我が国における食品の提供等に伴う責任の在り方について関係省庁が連携し、検討(令和2～5年度)。(消) ・一定の管理責任を果たすことができる食品寄附関係者(寄附者、フードバンク等)を特定するためのガイドライン(食品寄附ガイドライン)の官民による作成を進めるため、「食品寄附等に関する官民協議会」を立ち上げ。(消) ・食品ロス削減推進会議の委員に法務大臣、こども政策担当大臣を追加するとともに、食品ロス削減推進会議のもとに局長級の幹事会を設置し、食品の提供等に伴う法的責任の在り方に関する関係省庁が連携した検討体制を強化(令和5年度)。(消(関係省庁))	・引き続き、調査、研究等を実施する。(消) ・食品寄附等を促進するための枠組みの円滑な運用に係る予算及び定員を要求。(消)
Ⅲ その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項					
【33】	1 地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画 (3)食品ロス削減推進計画の策定への支援	① 国は、地域における食品ロスの削減を推進するため、地方公共団体における食品ロス削減推進計画の策定を促進する。	消、農、環	・消費者庁、環境省、農林水産省にて地方公共団体に対し、食品ロス削減推進計画の策定等に関する会議を開催。(消) ・消費者庁、環境省、農林水産省にて全国食べきり運動ネットワーク協議会において協議員会員自治体に対して開催される、食べきり塾に参加し、食品ロス削減推進計画策定に当たっての情報提供および先進事例の共有等を行い、計画策定が一層促進されるよう支援を実施。(消) ・毎年度、地方公共団体における食品ロス削減施策に関するアンケートを行い、食品ロス削減推進計画の策定予定を取りまとめることで現状を把握、また、地方公共団体からの計画策定に関する問い合わせに適宜対応。(消) ・「食品ロス削減全国大会」等の機会において、地方自治体に対して、食品ロス削減推進計画策定の促進に向けて、施策の実施状況の情報提供や意見交換を実施。(消)(農)(環) ・食品ロス削減推進計画を策定する都道府県または市区町村を対象に、食品ロス削減施策の検討、食品ロス発生量や削減ポテンシャルの分析、食品ロス削減による廃棄物処理への影響評価、その他の環境的側面(CO2排出量や水資源消費量等)への影響評価等についてのマニュアル骨子案の作成。(環)	・引き続き取り組む。(消)(農)(環) ・これまでの支援での知見を活用し、地方公共団体向けの計画策定マニュアルを作成し広く発信。(環)
【34】		② 国は、計画策定等に伴い生ずる新たな事務負担等が軽減されるよう必要な支援(地方公共団体の優良事例等の全国への情報提供を含む。)、地方公共団体の職員の研修機会の提供など適切な支援に努める。	消、農、環	・消費者政策の推進のため積極的に取り組む地方公共団体に対して、計画的な取組を支援するため地方消費者行政強化交付金を交付。(消) ・毎年度、地方公共団体における食品ロス削減施策に関するアンケートを行い、食品ロス削減に取組状況を取りまとめ、優良事例等をホームページで公開。(消) ・「食品ロス削減全国大会」等の機会において、地方自治体に対して、食品ロス削減推進計画策定の促進に向けて、施策の実施状況の情報提供や意見交換を実施。(消)(農)(環) ・全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会が作成した「食品ロス削減のための施策バンク」等を基に、地方公共団体が食品ロス削減に取り組む際に参考となるマニュアル「地方公共団体の食品ロス削減取組マニュアル」を作成・更新。(環) https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/pdf/j_fl_m_r2.pdf	・引き続き取り組む。(消)(農)(環) ・地方公共団体の食品ロス削減取組マニュアルについて、内容の充実を図ると共に普及に取り組む。(環)

項目		担当省庁	進捗状況	今後の予定
【35】	2 関連する施策との連携	① このような関連施策の連携を推進していくため、関係省庁間の緊密な連携を図ることが重要である。	消(関係省庁) ・食品ロス削減に関連する施策の一層の推進に向けて、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ実効的な推進を図るため、食品ロス削減推進会議幹事会及び関係省庁会議を開催。 (消)	・適宜開催予定。(消)